

Title	レッド・ページに関する一考察：炭鉱における事例研究
Sub Title	
Author	田中, 直樹(Tanaka, Naoki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 日本政治：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.173- 201
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453477-00000008-0173

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

レッド・ページに関する一考察

——炭鉱における事例研究——

田中直樹

はじめに

- 一 労働組合のレッド・ページへの対応策
 - 二 レッド・ページの実施状況と労働組合への影響
- おわりに

はじめに

本稿はGHQ (General Headquarters [連合国軍総司令部]) 占領政策のなかで極めて重要な位置を占めたレッド・パージ (red purge) のうち、炭鉱に関しての考察である。考察の対象期間は、昭和二五(一九五〇)年九月二五日、炭鉱の労使双方がGHQ労働課長エーミス (Amis, R. T.) と会見以降、「赤色追放反対闘争」が終息する一〇月末頃迄である。この事例研究は約一カ月に至る間、赤色追放反対闘争の指令塔であった日本炭鉱労働組合(炭労)が地方本部へどのような指示を出し、各支部(労働組合)は具体的にどう活動したか、主に筑豊炭山を対象に考察している。

ところで、考察の対象とする炭労は当時、組織的に二つの問題を抱えていた。第一は、三月闘争の敗北をどのように克服するかであった。炭労は、三月八日以降同月二八日に至る間、「基準賃金引上げ」闘争を第一波から第三波まで大規模なストライキ(参加炭鉱数一、三八三、延参加人員三二六万人)を強行した。三月二一日、炭労中央闘争委員会は、組織の運命を賭して非常事態宣言に伴う実力行使を指令した。事態を憂慮したGHQは、三月二七日、四月一日以降の炭労のストライキ禁止命令を発した。炭労は直ちにスト中止を指令、この闘争はあえなく頓挫してしまった。賃金値上闘争への労働組合員の期待が大きかっただけに敗北からくる心理的な傷は深かった。この心理的葛藤はレッド・パージ反対闘争へ微妙な影を落とすことになる。第二は、昭和二五年四月、炭労は組織の単一化を成し遂げ、同年七月結成の日本労働組合総評議会(総評)の傘下に入る。しかしながら単一化後、日が浅いため炭労の指導力体制が十分に整っていないかった。また、炭労本部―地方本部―支部のラインは一応確立していたものの、末端の現場では日炭高松の例に見られるように共產派と民同派の抗争が絶えなかった。炭労はこの二つの難問を抱えながらレッド・パージと対峙することとなる。

本稿との関連では竹前榮治氏の『戦後労働改革』^[1]、平田哲男氏の「一九五〇年のレッド・パージの全般的特質」、三宅明正氏の『レッド・パージとは何か』の先行研究がある。竹前榮治氏は、レッド・パージの「基本方針」とエーミスの訓示は労働省労働組合課長飼手真吾の主導によるもので、この内容が一〇月九日付労政局長通牒「企業内による共産主義的破壊分子の排除について」の伏線であったことを明らかにした。平田哲男氏は、日本経営者団体連盟（日経連）事務局が編纂した『レッド・パージ経過並に関係資料』の考察をとおして、GHQがレッド・パージにどのような政治的意図をこめていたのかを検討している。日経連のこの文書は、九月から一〇月にかけてエーミスが各産業の代表と会見した記録であるが、本稿との関連では、従来は不明確であった九月二五日の会見内容が明らかとなった。三宅明正氏はブラッティ（Valley Burau）文書を分析して、レッド・パージの実像に迫るとともに、従来の研究に修正を加えた。本稿との関連では三井三池、北炭夕張、日炭高松について記述されている。

なお、本稿で使用した一次史料は、かつて九州大学石炭研究資料センターによって収集され、現在、同大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門に架蔵されている。また、収集資料の目録として『九州石炭産業史資料目録』（第一〜第二集、西日本文化協会、一九七五〜一九八六年）が刊行されている。

一 労働組合のレッド・パージへの対応策

周知のように昭和二五年六月二五日勃発の朝鮮戦争は、GHQの対日占領政策へ多大な影響を与え、従前から実施されていた、いわゆるレッド・パージを加速させていった。GHQの示唆を受けて新聞・通信・放送各社は七月二四日以降、共産党員と同調者の整理を開始、次いで電気（八月二六日）、映画（九月二日）、日通

(九月二三日)へと波及していった。また、八月三〇日、総評に対抗する勢力と目された全国労働組合連絡協議会(全労連)は解散を命ぜられた。

総評傘下で組織の単一化まもない炭労(昭和二五年四月二二日結成、三三四組合、組合員三〇万三千人)のレッド・パージへの対応は甚だ不十分であった。日本炭鉱労働組合福岡地方本部(福炭労)第一回地方委員会(昭和二五年六月一三日)において「共産党弾圧に関する件」が議題として提示されたが、採決の結果は保留であった。また、第二回地方委員会(八月二二日、二三日)でも同様であった。「赤追放について、公務員、教員、新聞、電気に共産党の追放が全面的に強行されている。まもなく石炭と鉄にくることが予想される。これが対策如何? との緊急質問に対してはいまだ突込んだ討議はなされなかった」⁽⁴⁾。

九月二五日、二六日の両日、GHQは石炭、金属鉱山、鉄鋼、造船、自動車、私鉄、電工、重機械、銀行、化学の一〇大産業の労使代表者を招致した。二五日、炭労代表者はエーミス労働課長と会見、同課長は共産主義的破壊分子の排除を一〇月中に完了させる旨を示唆した。エーミスは、「赤追放」の意味について以下の見解を示した。「共産党員一般を追放するというのではなく、所謂一般的の共産党員に指令して産業破壊、少数支配、生産阻止、会社財産破壊等の挙に出づる破壊的行動をなさしめる中核体(Head core)を追放することであると限定し、党員をばハッキリした主義主張を持つ者に限り、業務の責務を完全に遂行し何等職務規則に触れざる者は一応追放を見合せたし」⁽⁵⁾。この一〇月中に完了は、GHQの絶対的な意向であった。炭労本部はこの点を見誤っていた。後述のように、GHQ福岡軍政部が日炭高松労組へ一〇月三〇日迄に問題を解決するよう勧告したのはこの意向に添ったからである。この炭労の判断の甘さがその後の地方本部、支部活動に致命的な打撃を与えていくことになる。

この会見をとおして、経営者が既にパージのリスト作成を終えていると認識した炭労本部は、翌二六日、「共

産党員並にその同調者追放に関する最近の動向について」の緊急指示を發した。組合の態度として、(一)今度のパージは経営者の時局便乗主義、反動的組合弾圧である、(二)党员・同調者なるが故の追放には断乎反対する——あくまで事実行為に基いて行われるべきである、(三)経営者の一方的追放には各支部は反対闘争を行い、労資の協議によつて解決すべきである、と指示した。この日以降、危機意識を強めた炭労は、各地方本部への指示回数を増やしていくことになる。

炭労は、早晚、パージの原案が提示されると判断し、一〇月五日、「共産党並にその同調者の追放に関する斗争方針」を指示した。この内容の骨子は以下のとおりである。一、基本方針、二、具体的方針、(一)中央執行部の闘い方、(二)地方本部の闘い方、(三)各支部若くは企業別連合の留意すべき点、三、其の他。

翌六日、炭労本部は日本石炭鉱業連盟に対し、赤色従業員の追放に関する「申入書」を提出した。なお、同趣旨の申し入れが炭労地方本部より九州、東部の地方連盟へも行われた。一〇月五日、福炭労は組合員の中に相当悲觀的敗北的傾向が察知されることを憂慮し、各支部へ「共産党員並に同調追放に関する件」を指示した。その項目は、(一)悪質な「流言蜚語」の防止、(二)組合員の敗北主義の防止、(三)右翼ファシズムの擡頭の防止、(四)主婦対策の確立であった。組合執行部は組合組織の防衛と組合員の團結に全力を注いだ。さらに福炭労は、先の炭労の「斗争方針」(一〇月五日)にもとづき、「福炭労赤追放特別対策委員会」と「地区連絡責任組合」を設置した。赤追放に関する福炭労対策の(一)目的、(二)構成員、(三)事業は以下のとおりである。

(一)目的 吾々炭鉱労働者の基本的人権並に生活権を剝奪するが如き行為を阻止すると同時に組合運動上重大な関連性を有するので、これが対策を早急に確立しなければならない。其の対策としてはすでに総評、炭労より基本的な態度の指示がなされ、福炭労執行部としても総評、炭労の指示を具体的に説明し指示第一号として流したのであるが、尚こ

れが実施化を確立するため政府、資本家の追放計画を適確に把握、これを検討すると共に、中央、福炭労、支部の機動性ある連絡網を確立し適切な措置を講じなければならない（要旨）。

(二) 構成員 大手四名、九共斗三名、福職連二名、中小二名、執行委員全員（福炭労）。

(三) 事業 (イ) 赤追放に対して中央並各社各山の資料或は計画の蒐集、(ロ) 追放計画の検討、審議、対策の確立、(ハ) 各支部への赤追放についての指導、(ニ) 法廷斗争又は労委提訴等の手続、方法、対策の指導。

第一回福炭労赤追放特別対策委員会は、一〇月一日開催された。協議の結果、「一、斗争委員会を早急に設置する」、「本特別対策委員会は、斗争委員会の下部諮問機関とし、専門部的性格とする」が結論づけられた。各地区の連絡責任組合は次のように設置された。福岡地区 早良炭鋳労働組合、遠賀地区（若松市を含む） 遠賀地協（大正鋳業労組内）、直方・鞍手地区 三菱上新入炭鋳労働組合、田川地区（上田川地区） 三井田川炭鋳労働組合、田川地区（下田川地区） 明治赤池炭鋳労働組合、飯塚・嘉穂地区（飯塚地区） 福炭労事務局、飯塚・嘉穂地区（山田地区） 三菱上山田炭鋳労働組合、三池地区 三井三池炭鋳労働組合。

一〇月一六日から三日間予定されていた炭労第二回中央委員会は、情勢の急変により一〇月九日、一〇日の両日に変更された。中央委員会の原案は、先の一〇月五日の指示「共産党並にその同調者の追放に関する斗争方針」と同文であった。中央委員会の原案は若干の修正が加えられて採択された。⁽¹⁰⁾ この闘争方針において中央委員会は、「具体的な斗争指導の中心は地方本部におかれるのは必然である」と、当初から統一闘争を回避した。このことは、その後レッド・パージが展開される過程で、労働組合の活動を萎縮させる大きな要因となった。

中央委員会の決定事項である「(一) 中央執行部の闘い方のうち、3、占領軍当局にたいしては、イ、経営者が一方的に行わないように監視するよう要求する、ロ、便乗的な不当行為、ことに活動的な組合員の臆首にたいして

は、実力行使をなすこともあることを諒解してもらう」ことの承認を得るため、炭労代表者は、一〇月一〇日、一日の両日、GHQを訪問した。日本石炭鉱業連盟、三井鉱山の代表者も招致されていたが、エーミス労働課長は、GHQの意図を次のように伝えた。⁽¹⁾

1 今度の赤色追放についてはGHQとしては指示・示唆はしていない。然し前提となるものは赤色分子を追放するという占領政策である。

2 この問題は夫々の企業が自主的に行うべきものである。

3 全黨員を追及することは好ましくない。最も強硬の分子にかぎることを経営者に忠告する。そして誰れが強硬の分子であるかは労資協議して行うべきである。

4 経営者は誤って追放したものは復職の措置を考えるべきである。

この内容は、エーミスが九月二五日、二六日の両日先の一〇大産業の労使代表者と接見したときとほぼ同じである。

一〇月に入ってから「赤追放」が現実味を帯びるや危機感を募らせた労働組合は、闘争委員会を設立し、啓蒙・宣伝活動に精力を注いだ。

「現下の諸報道の中にありて全組合員諸君は流布される言論の暴力に迷はされ萎縮することなく真の民主々義を愛する
かたい団結を持って反動の嵐に敢然と起上る態勢を強化し光榮ある貝島大之浦炭礦労働組合の発展の為に邁進されんことを要望するものである」⁽²⁾（貝島大之浦）。

「共産党員とその同調者追放 戦斗的組合幹部に波及か 組合運動まさに危機！」⁽¹³⁾（三菱九州炭礦労働組合）。

「組合発足以来の危機に当り組合員諸君に訴う。赤追放」と組合弾圧はかうして行われる」⁽¹⁴⁾（杵島礦業所礦員労働組合）。

このようなプロパガンダ的なスローガンとは裏腹に組合の「赤追放」対策は切迫した情勢にもかかわらず遅々として進まなかった。炭労佐賀地方本部執行委員長・藤井萬四郎から各支部組合長への指示「パージ対策に万全を期せ」は、当時の組合の置かれた状況を端的に表現している。

「本問題の対策は、決して満足すべき事は何ら一つとしてなく、むしろ余りにも等閑に附されている点は各組合共に痛感された問題であると思う。このような組合の態度と対策では慎重を期して行はれている会社側の調査及び動向からして発表せられる戦略戦術に、決して立ち向うことの出来ない重大なる惨敗の因となることを思ひ、吾々がレッド・パージ対策に万全を期するため再度強調してその行動に総力を結集されんことを切望するものである」⁽¹⁵⁾。

各産業の経営者がレッド・パージの基準を作成するときのモデルとしたのが、日経連の「赤色分子排除対策について」⁽¹⁶⁾で、この文書は一〇月二日付で傘下の経営者へ指示が発せられた。

福炭労は、この日経連文書の情報を当然入手していたと推測される。福炭労は一〇月二日、「共産党員及その同調者解雇通知後に於ける組合のとるべき処置について」、次の事項を各支部へ指示した。⁽¹⁷⁾

「一、組合は団体交渉の際、被解雇者に有利になる諸種の言質をとること。

二、団体交渉の議事録は必ず作成しておくこと。

- 三、団体交渉決裂の場合は会社は一方的に個人通告をすると予想されるから其の際組合は辞令を一括返上し解雇を承認せざることを意思表示を明確にしておくこと。
- 四、反対斗争等をせんとする場合には退職金、予告手当を絶対に受領しないこと。
- 五、会社が被解雇者に対し構所内立入禁止の仮処分を申請する惧れあり又は申請した場合の処置。
- 六、前述した方法でなく先づ一斉に個人通告が来た場合は組合は直ちに辞令一括返上を行い同時に団体交渉の申入をなすべきである。その他の注意は前述の通りである。
- 七、辞令返上、上申書等被解雇者個人で行う場合も右に準ずる。」

この指示は、既にレッド・パージが実施された電気、新聞・放送、映画等々の事例を参考にしたものと推察される。組合執行部は、団体交渉によって解雇問題を解決する、会社が仮処分を申請した場合、組合も提訴で対抗する、これが基本方針であった。

労働省は企業防衛のためのレッド・パージの処置は、憲法、労働組合法、労働基準法に違反しないという前提で、経営者の不当労働行為、労働組合の御用化等を憂慮し、一〇月九日、各都道府県知事宛へ「企業内における共産主義的破壊分子の排除について」を通牒した。この通牒は、先の日経連文書を意識して作成されており、排除の対象をできるだけ限定しようとしたところに特徴がある。⁽¹⁸⁾

二 レッド・パージの実施状況と労働組合への影響

一〇月一日、日本石炭鉱業連盟は「赤色分子追放対策会議」のため、緊急の全国理事会を招集した。炭鉱各

社はこの頃迄にパージ該当者名簿の作成を完了していた。整理基準及び解雇理由は、日経連の「赤色分子追放の場合における秘密黨員並に同調者の判定について」¹⁹にもとづいていた。

一〇月二日、炭鉱各社に先駆けて、三井鉱山は全国三井炭鉱労働組合連合会（三鉱連）へ衝撃的な「整理基準及び解雇理由」²⁰を提示した。この案は「基準枠が相当大で、その儘では御用組合員以外は解雇が可能であるという程のものであった」。その後、提示案はGHQや労働省の指導と示唆によって撤回され、新たに一日、労使双方は「協定書」²¹に調印した。「協定書」での整理基準は「事業の正常なる運営を阻害する共産主義者又はこれに準ずる行動ある者」と、提示案に比べてきわめて簡略化されている。三井鉱山の提示の方法は巧妙でかつ用意周到であった。「最初の一喝によって狂気の沙汰と思われる大風呂敷をひろげて相手の度肝を抜き、次に折れて静かに出てくる。それと同時に多数の流れ矢を放つ」²²た。一〇月一二日の提示案の戦略は、一月に始まる一万名を超える「希望退職者募集」への布石でもあった。

一〇月一六日、各炭鉱は一斉にレッド・パージの個人通告を申し渡した。炭労あるいは各支部からの「共産黨員及び同調者の問題」についての「申入書」は全く無視され、炭鉱経営者は電光石火のごとく実施に踏み切った。『西日本新聞』（昭和二五年一〇月一七日付）は、九州石炭鉱業連盟調査（一六日、午後六時現在）によると炭鉱における赤追放者数は、全国で二、四七〇名、うち九州一、二五〇名、北海道九〇〇名、常磐二五〇名、山口七〇名で、全従業員数の〇・五六%と報道した。

レッド・パージの通告が一斉に通達されるや、炭労や地方本部は情報の収集や対応策に追われた。一〇月一六日、一七日の両日、東京からの電話情報をもとに福炭労は「共産黨員並に同調者の追放に関する『各社各山別』調査表」を作成した。²³一〇月末の炭労の調査ではレッド・パージによる解雇通告数は一、八四〇名（北海道地区七六八名、常磐地区一四一名、山口地区五二名、福岡地区六七四名、長崎地区五六名、佐賀地区一四九名）である。²⁴表1

表1 炭鉱別レッド・パージ解雇人員(九州地区) 単位:人

鉱業権者	炭鉱名	従業員数	解雇人員
三井鉱山	三井田川	13,951	116
同上	三池	26,953	197 (9)
同上	山野	6,617	27
三菱鉱業	飯塚	3,477	9
同上	上山田	3,127	9
同上	鯨田	4,398	7
同上	新入	5,749	14
同上	方城	3,642	13
同上	勝田	4,782	12
同上	亀山		2
同上	鞍手	800	5
同上	大谷	50	2
同上	金田	1,050	1
福岡事務所			(1)
同上	古賀山	216	1
同上	崎戸	5,843	21
同上	高島々	3,176	19
同上	佐々	317	5
井華〔往友〕鉱業	忠隈	2,511	4
同上	唐津	1,087	9
同上	潜龍	1,719	9
古河鉱業	日尾	2,555	14
同上	大峰	18	13
同上	峰地	4,590	13
同上	下山田	1,767	17
日鉄鉱業	二瀬	7,140	25
同上	神田	2,038	8
同上	御橋		1
同上	北松	3,754	8
麻生鉱業	久原	484	3
同上	岳下	348	4
同上	上三緒		3
同上	綱分		2
同上	赤坂	8,022	2
同上	隈		2
杵島炭鉱	杵島		27
同上	杵島五坑	4,701	9
同上	北方	1,478	5
同上	大鶴	1,212	32 (1)
明治鉱業	高田	1,577	23
同上	赤池	4,221	20
同上	西村	1,051	1
同上	平山	1,868	1
同上	天道	966	1
同上	立山	1,021	4
同上	豊国	1,793	1
同上	戸畑支社		(1)
九州鉱業	相田	26	1
大正鉱業	中鶴	3,823	10
貝島炭鉱			4 (2)
同上	大之浦(本社)		8
同上	大之浦二坑		12
同上	大之浦三坑	10,853	7
同上	大之浦四坑		7
同上	大之浦五坑		7
同上	大之浦六坑		1

嘉穂鉱業	嘉穂	2,994	26 (2)
日本炭鉱	高松	9,180	17 (3)
同上	山田	99	4
永田鉱業	土与丸	49	2 (1)
荒牧鉱業	芳ノ谷	214	2 (2)
九州探炭	新子	1,912	10
同上	海老津	449	6
同上	高陽	830	5
野上本洞	野上本洞	430	2
同上	大辻	1,274	6
同上	古谷博美	1,466	2 (9)
筑豊鉱業鉄道	木屋瀬	158	3
西戸崎鉱業	西戸崎	771	6
早良鉱業	早良	2,015	8
宝珠山鉱業	宝珠山	1,230	8
共同石炭鉱業	鳥廻	1,630	6 (2)
岡崎共同	藤村	108	1
上田米蔵	上田米蔵	851	1
上田清次郎	豊州	856	1
藤村勝由	福智山	(休止炭鉱)	(1)
野上鉱業	船尾	785	7 (2)
松浦炭鉱	松浦	1,703	49
北九州石炭	西川内	540	12 (3)
長崎鉱業	伊土島	1,386	4
龍蘭吉	深江	514	16
中島鉱業	鯛之鼻	1,219	4
同上	徳義	724	5
同上	江口	2,968	3 (2)
同上	福島	720	3
同上	大島	3,321	3
野上東亜	神林	840	3
高倉鉱業	平田山	460	4
同上	岩屋	1,522	12
日満鉱業	新屋敷	1,850	6
大日鉱業	立川	1,073	6 (4)
兒玉幸吉	小岩	565	15
山口慶八	小城	2,411	20
日登鉱業	江迎	1,971	6 (6)

注(1)：野上鉱業株式会社「昭和二十五年年度 関係者名簿」(A2-50)を基本史料とし、以下の史料・文献より補正した。
 (i) 日本炭鉱労働組合「レッド・パージ地区別調査表」1950年10月28日(「赤追放関係資料綴」所収、日炭高松453)。
 (ii) 「レッド・パージ通告・受諾・拒否状況」1950年12月25日(日本石炭鉱業連盟編輯『石炭労働年鑑 昭和26年版』202-205頁)。
 (iii) 「整理の状況」1950年12月10日(労働省編『資料労働運動史 昭和25年版』244-246頁)。
 (2) ()内は職員数、[]内は事前退職者数である。解雇人員と事前退職者数が合致しない炭鉱があるが、原文のママを掲載した。
 (3) 上記史料・文献の「従業員数」空欄の場合、『本邦鉱業の趨勢』(昭和25年度)、『石炭労働年鑑』(昭和25年版、昭和26年版)で補足した。
 なお、同欄の三菱鞍手、大谷、金田は労働組合員数である。

は九州地区における炭鉱別レッド・パージ解雇者数である。⁽²⁵⁾ 当該地区は一、〇七三名で、炭労調査より一九四名増えているが、この数字はほぼ実態を正確に把握しているといえよう。

佐炭労本部は一〇月一七日、執行委員長藤井萬四郎名で次のような「声明書」⁽²⁶⁾を發表した。

「吾々炭鉱労働者にとって、予定通りに行はれた赤色追放の波は、勿論これが、マ元帥書簡の解釈拡大による政府及資
本家の待ちに待った必然なる行為であり、その魔手が唯単に共産党員であり同調者であるという事に便乗して行はれた
十月十六日のレッド・パージの通告は殆ど期を一にして全国的に行はれ、吾々佐炭労傘下に於ても、百五十名の通告が
なされ、その基準内容については不明確なる点が十分に列挙される（中略）。

此の追放通告は当事者にとっては死の宣告であり、吾々労働者に与えられたる弾圧と迫害への第一歩である事を十分に
再認識し、あくまでも時局便乗主義的な経営者の反動的処置については、決して敗北主義に陥ることなく敵のデマと煽
動を徹底的に打破し、あくまでも正々堂々と闘うことを宣明するものである（以下省略）」。

一〇月一九日、炭労本部はGHQ労働課に対しレッド・パージに関して労働組合を無視した傾向が多い事由で
嚴重なる監視方を要求した。その際、エーミス労働課長より特に左記の事項の報告を要望されたため、各地方本
部へ「緊急指示」⁽²⁷⁾を發した。

- (一) 組合と協議する事なく個人通告を行った会社名
- (二) 組合に示すと同時に個人通告を行った会社名
- (三) 個々に便乗的に解雇された事が明らかなる者の氏名（所属組合名を附し）証拠書類と共に報告せよ

斗争方法		現在の状況
月日	経過	
10.15	東京にて協定する	
10.19 10.20	PM1:00～20日 AM6:30 団交の結果37名の発表を27名に圧縮決定 PM1:00～PM3:30 執行委員会で承認 PM1:00より個人通告が行われた 25名通告受諾、2名未決定	10月23日、1名特審手続
10.19 10.20 10.24	PM1:00～20日 AM12:00 団交の結果128名の発表を117名に圧縮 PM1:00より個人通告が行われた 特審者なし、全員受諾	全員受諾
10.19 10.21	PM1:00～21日 AM2:00 団交の結果237名を198名に圧縮 一番方迄に全員を以て個人通告 PM2:00 組合長宛辞令返上30名位あり PM4:00より対策委員会を開いた	
10.16 10.17 10.18 10.20 10.21	PM1:00 団交で22名を発表し、PM3:00 斗争委員会開催中に個人通告を開始した。斗争委員会は通告書一括返上、法廷斗争を決定した。 PM6:00の斗争委員会で一方的に該当者のリストを作った労働課長定宗の追放を決定。 会社は一切の施設（居住を除く）使用の禁止仮処分を行い、組合も同時に身分保障並びに不当解雇の仮処分及び本案訴訟を福岡地裁に行う。 AM6:00 該当者1名ハnst決行。 PM10:00 非該当者1名ハnst決行。 PM4:00より斗争委員会を開催。法廷斗争の具体的方法並びに決起大会の対策を協議。 AM9:00 決起大会開催。	22名の該当者中2名は発表前より退職希望者であり、発表と同時に退職（依頼）。 現在該当人員は20名。 ハnst決行者 該当者 野田義輔、非該当者 大田実

表2 共産党員並びに同調者追放に関する各社各山斗争経過一覧表（抜粋）

組合		会社側態度		
組合名	組合員数	発表月日	該当人員	条件
三鉱連		10.15		<p>協定書の概要</p> <p>1 整理基準 10月19日午後4時各山交渉、同20日より個人通告、21日解雇効力発表、同23日退職届受理（この期間内に届け出れば特別加給金を支給する）打切り、24日午前9時より正午迄特審受付、28日午後4時をもって特審終了</p> <p>2 特審手続 ①特審受理条件 組合が認めた者 ②特審の受理期限 10月24日午前9時から正午迄 ③特審期間 10月24日正午～28日午後4時 ④特審にあたる者 労資代表者各3名 ⑤被該当の決定がなされた者は現状回復と同時に平均賃金支給</p> <p>3 該当基準 各社の基準に準ず</p> <p>4 退職給与 ①予告手当平均賃金30日分 ②退職手当（退職規程）の会社都合解雇適用 ③特別加給 猶予期間中に辞表提出した者に平均賃金2カ月分支給 ④帰郷旅費1カ月以内に社宅寮退去する者会社規程支給</p>
三井山野	6,147名	10.19 10.20	37名 27名	<p>退職金会社都合による適用 予告手当30日分 猶予期間中に辞表提出者 特別手当60日分 1カ月以内に社宅寮退去者（移転）に帰郷旅費支給、荷物運送費実費 家族2人迄日当80円、3人以上40円 公私傷者の取扱い 私傷者 即時解雇（爾後は健康保険給付） 公傷者 基準法制定期限が切れて後予告する</p>
三井田川	12,500名	10.19 10.20	128名 117名	<p>協定通り 有給休暇買上げ21日の不就業手当支給す （福利厚生は社宅在住〔期〕間停止するというが従来通り隔〔ママ〕するらしい）</p>
三井三池	24,700名	10.19 10.21	237名 198名	
明治高田	1,411名	10.16	22名	<p>10月16日付解雇、事業都合による退職金。 予告手当30日、特別手当20日（10月19日迄に申し出た場合）。 住居退去（家族持11月17日以内）の者には帰郷旅費実費支給。</p>

10.16	8名を発表し、組合より再度団交を申し入れたが拒否さる（個人通告を行った）。 10月19、20日は役員改選。 21日に大会を開いて結論を出す。	10月18日、6名は受諾し2名は未決定
10.16	会社6名発表するも全員受諾。	全員受諾
10.16	10月16日、PM1:00～PM7:00 団交を持ったが結論が出ず決裂。 PM7:00 会社は一斉に個人通告を開始した。10月16日、深夜にわたって本部委員会を開催、該当者の身分は即日組合が保証すると共に法廷斗争を決定した。	法廷斗争
10.18	PM4:00 臨時大会を開催。597:2で本部委員会の決定を確認した。	
10.19	福岡地裁小倉支部に提訴した。PM1:00～PM4:00 団交。会社は(1)デマ煽動、(2)生産非協力、(3)生産阻害、(4)作業妨害、(5)事業運営妨害の5項目に適用解雇したと力説。組合より具体的な説明を求めるも応えず再び決裂した。	
10.16	PM2:00 団交で40名の解雇を発表。具体的な内容には一言もふれず個人通告を行った。同日斗争委員会で通告書は組合が一括返上する。該当者の身分は組合が保証すると共に法廷斗争を決定した。	45名中35名は受諾
10.19	PM1:00 第2回の団交を持ったが、人数は変更出来ないが条件は若干話し合いが出来るとの態度である。	
10.20	AM12:00 斗争委員会を開催。諸般の情勢を勘案し法廷斗争は至難であり、条件獲得斗争を確認した。 10月19日 40名の該当者中35名は通告受諾。 10月20日 PM1:00～3:00 団交。	
10.21	PM3:00 総会を行う。	

一〇月二五日、炭労本部は再度、先の「緊急指示取扱」で報告を求めた三項目中、(一)、(二)についてはGHQ労働課に対し「組合と協議することを経営者に再度勧告を行はれるよう」要請した。炭労から再度陳情を受けたGHQは、日本石炭鉱業連盟に対して「組合側と協議せよ。交渉をもつことなく解雇された者については労働委員会に取消命令を出させる」と勧告した。福炭労は一〇月二五日付の指示を受けて二八日付で各支部へ「緊急指示に関する調査書」の作成を發した。⁽²⁸⁾

各山元でこの「緊急指示」が有効に作用したかはなほだ疑問である。炭労のパフォーマンスに過ぎなかったと言っても過言ではない。なぜなら、この頃にはすでに一、八〇〇名を超えるパーシ解雇受諾者が出ており、大勢はすでに決していた。それに、解雇通知の追認をしていると誤解されても仕方のない作業であった。山元ではこの書類作成より早急

レッド・パージに関する一考察（田中直樹）

早良労組	1,834名	10.16	8名	予告手当30日 金一封（1年～2,000円）。 退去料 家族持 5,000円（1ヵ月以内に退去）、寮生1,000円（5日以内）
西戸崎労組	770名	10.16	6名	10月16日解雇 予告手当30日 事業都合の退職金 特別手当30日 家族持引越料 10日分
日炭高松	8,300名	10.16	17名	10月16日付解雇。退職金は会社都合による。 予告手当30日、特別手当30日。 10月19日、PM3:00迄に申し出れば特別加給を支給、申し出ねば供託する。
貝島大之浦	8,700名	10.16	40名	10月16日付解雇 退職金会社都合による適用。 予告手当30日分、特別手当5日分。 退去料本人2,000円、妻1,000円、家族1人800円。 帰郷旅費実費、荷造材料現物支給。 10月20日特別手当5日分を20日に変更。

出典：「炭礦関係資料 No.6」（九州産業労働科学研究所）所収、九産労 425）。

注：1950年10月24日午前12時現在、福炭労教宣部調べ。

に解決しなくてはならない難問と格闘していた。

表2はレッド・パージに関する各山元での闘争経過一覧表であるが、先に指摘したように解雇通告直後の一〇月一六日から作成されていた。

各炭鉱の解雇条件として次の三点に要約できる。

(一) 依願解雇の形式を取り退職金は事業都合で支払う、(二) 労働基準法に依る予告手当の支給、(三) その他特別手当金を支給。

最初にパージの「解雇基準」が提示された三井鉱山の場合、次の二点が他の炭鉱会社と異なっていた。第一は、解雇通告前に三鉱連に対して該当者が内示され、組合との交渉過程で追放予定者数かなり削減されたこと。

第二は、「特審」制が設けられたことである。レッド・パージは一五日の「協定書」に基づいて予定通り進められ、二三日過ぎには実質

的に終了していた。炭労の基本方針であった団体交渉による解決はほとんどの炭鉱で対応できなかった。最初に「解雇」ありきで、あとは会社提示の解雇条件を受諾するか拒否かで、条件闘争すらままならなかった。GHQの意向もあり三井鉱山の場合は例外的な事例であったが、同鉱山の場合、三井三池、田川、山野の解雇者数は九州地区の約三三%を占めており、あまりにも大きな犠牲であった。

表2のうち、当時、戦間的な組合として注目されていた(一)明治鉱業高田鉱業所(明治高田)、(二)日本炭鉱高松鉱業所(日炭高松)のレッド・パージ闘争を紹介しておこう。

1 明治高田の事例

昭和二五年一〇月一〇日、一二日、炭労明治高田支部は、明治高田鉱業所所長へ「共産党員及び同調者の問題」について「申入書」を提出したが、鉱業所はこれを黙殺した。一六日に至って、突如鉱業所は経営協議会開催を組合側へ申し入れた。以後、鉱業所側の一人舞台で事態は進むことになる。すなわち、同日午後一時から開催された経営協議会の議題は「炭鉱従業員一部解雇に関する件」であった。会議はきわめて形式的であり一時間で閉会した。それと同時に二二名の「解雇通告書」と「炭鉱従業員一部解雇説明文」が組合ならびに各個人宛へ伝達された。解雇者二二名中組合幹部が一七名を占めており、明らかに組合弱体化を意図していた。解雇者のうち二一名は、一六日直ちに福岡地方裁判所へ仮処分を申請した。なお、この裁判は組合提訴でなく個人提訴であった。「申請の理由」の要旨は以下のとおりである。⁽²⁹⁾

(一)、会社は一〇月一六日、組合に対し会社の事業防衛上との抽象的申入れを以て、二二名を一方的に解雇する旨を発表した。そこで組合は具体的説明を求めたが、言葉を濁して何等明らかにせず、個人別氏名の一括通知をなすと共に各個人宛一方的に解雇通知を行った。(二)、解雇は(一)解雇権の乱用、(二)経営協議会第三条違反、(三)違法

解雇、(四)不当労働行為の事由で無効である。

明治鉱業高田鉱業所も翌一七日、「立入禁止仮処分命令申請」を福岡地方裁判所へ提出、一八日、仮処分命令の執行が許可された。⁽³⁰⁾その後、裁判所の和解勧告に従い昭和二六年五月一四日、解雇者は本訴を取り下げ鉱業所と和解が成立した。⁽³¹⁾

2 日炭高松の事例⁽³²⁾

一〇月一六日 会社は一七名の解雇を団体交渉の席上で通告。

一八日 組合は臨時大会を開催、法廷斗争を決定。同日、組合は一七名の身分保全仮処分を福岡地方裁判所小倉支部へ提訴。

二〇日 会社は、一七名の立入禁止仮処分を福岡地方裁判所小倉支部へ申請、即日受理さる。⁽³³⁾

二一日 G H Q福岡軍政部へ組合長出頭。軍政部は席上「組合と充分協議すると云うのはレッド・ページは組合が協力し誰と誰を追放するかと云うことを決めることだ。組合が一括して反対するのは政策に反対の意志を示すことになる」。レッド・ページに協力することを強要される。

二五日 第一四回本部斗争委員会で戦術委員会は「戦術転換」を提案、満場一致で決定。転換の時期は戦術委員会へ一任。

二八日 福岡軍政部は組合へ一〇月三〇日までに解雇問題を解決するよう勧告。また、法廷闘争も中止すべきと要求。

三〇日 第一五回本部斗争委員会。今回の会社のとった処置はやむを得ないものとして承認し、本部斗争委員会としては斗争を打ち切る事に決定し大会に諮る。

一月二日、八日 第四回臨時大会。本部斗争委員会提案事項を承認。

一月一日 組合は法廷斗争の本訴、仮処分申請を取り下げる。

以上が日炭高松におけるレッド・ページ闘争の概略である。「組合日誌」や「本部斗争委員会議事録」からは組合執行部の苦悩の表情が浮かんでくる。彼らの力量ではどうすることも出来ないGHQの超法規的権力、「闘争方針を堅持せよ」と組合員からの突き上げ、それに迫り来る越年賃金闘争への準備など組合単独での実力行使は能力を越えていた。一〇月三〇日の「戦術転換」決定はまさに苦渋の選択であった。

なお、従来から判然としなかった「解雇基準」は、会社が裁判所に提出した書類によって初めて明らかになった。この書類には「共産党員並にその同調者で煽動的言動等をもって事業の正常な運営を阻害する等」を基準とする該当者一七名の解雇理由が具体的に記載されているが、同種の史料が全くと言っていいほど見当たらないため、この史料だけで評価を下すことは困難である。

「かくしてレッド・ページは、重苦しく沈痛なあるいは沈滞した空気の中に推移し終了した。当初、通告を一括返上し、ストライキあるいは法廷闘争で闘うことを決議した組合の多くも、会社側の強硬な態度にあり、あるいは情勢の非をみてとった被通告者からの申し出を受けて条件闘争へ移行していった⁽³⁵⁾。結局、レッド・ページ反対スト（一〇月二三日、二四日各方五分）を実際に行ったのは明治高田だけであり、古河下山田、三菱勝田は法廷闘争を取り下げ、日炭高松は打ち切りという状況であった⁽³⁶⁾。福炭労は一〇月二八日、「共産党員並に同調者の追放反対斗争の批判」を議題とする第七回教宣部長会議を開催した⁽³⁷⁾。会議の目的は「レッド・ページについて吾々は十分に斗い得なかつた実状を主観的にも客観的に分析し批判し、将来の斗争に備へ」ることであった。ページが一斉に通告された一六日から僅か二週間も経ておらず、福炭労自らが敗北を宣言したに等しかつた。この会議において次のような批判が各労組、職組から出された⁽³⁸⁾。

「総評自体が消極的であり中央炭労、福炭労も同様であったのが山元に於てでも全般を通じて消極的になったと思う。今後の企業整備等に対しては萎縮することなく闘う」（古河大峰労組）。

「パージに対する考え方、見方等が炭労としては甘かったので必然的に活動が不活発であったし斗争指標も曖昧である。組合の自主性によって強く推進すべきであった」（三井三池職組）。

「国民に対するやむを得ないと云う宣伝が新聞、ラヂヲを通じて行われていたのでこれに対する対策を充分たて、進むべきであったと考へる」（明治赤池労組）。

「中央委員会の決定事項が各山元で充分に当てはまらなかった」（日炭高松労組）。

赤色追放反対闘争の啓蒙・宣伝活動はほとんどの組合において停滞の状態であった。昭和二六年一月以降の賃金闘争を展開するに当たつて、炭労は「レッド・パージ後の教宣活動指針」⁽³⁹⁾を指示したが、レッド・パージの影響を次のように説明している。「組合員が組合運動に参加することの恐怖心と、首切斗争への自信の喪失である。そしてレッド・パージを機に組織の弱体化がしきりに論ぜられるようになった」。

次の文章は、その頃の炭鉱労働者の心情を素直に吐露しているといえよう。

「組合員にとっては、赤追放は、それが自分の身辺に危険を感ずる限りでの反対を表明こそすれ、いわば、さわらぬ神に祟りなし式の態度こそ最上であると考えられた。『赤』の字はそれほど有効であった。反対斗争に立ち上るなら、その者もまた『赤』ということにされるわけだ。……組合執行部に対する信用ももてなかった。逆に執行部もこの事について組合員のもり上りに自信をもてなかった」⁽⁴⁰⁾。

おわりに

炭労は赤色追放反対闘争を展開する過程で次の二点を背景に敗色濃い環境に置かれていた。

第一点は、昭和二五年九月九日、朝日新聞西部本社社員が提訴していた赤追放に関しての「身分保障仮処分請」が却下されたことである。福岡地方裁判所小倉支部は、マッカーサー書簡は会社に対して解雇を命令したものではなく、示唆したに過ぎず、会社はこれに基づいて自主的に解雇したのであるから、日本の裁判所に裁判権があり、かつ超憲法的なものではないことを明らかにした後、赤色追放が違憲（憲法第一四条〔法の下の平等〕、同一九条〔思想、良心の自由〕、同二二条〔集会、結社、表現の自由〕、違法〔労働基準法第三条〔均等待遇の原則〕、労働組合法第七条〔不当労働行為の禁止〕、民法第九〇条〔公序良俗に反する行為〕）でない旨の判決を下した。⁴¹もともとレッド・パージはGHQの占領下で政治色の濃い政策であったが、この判決が北九州で下されたため、地域社会へ与えた影響はきわめて大きかった。

第二点は、一〇月一三日、政府はGHQの承認を得て公職追放一万余名を解除した。朝鮮戦争の勃発はGHQの政策転換をもたらした。「パージの対象は、従来の軍国主義者・超国家主義者・全体主義者など右翼から、共産主義者、社会主義者など左翼へと移行していく。公職追放はここに本格的な逆コースへと転じたわけである」⁴²。

さらに次の二点は炭労自らの欠点を露呈させて赤色追放反対闘争を敗北に追い込んでいった。

第一点は、炭労の組織が円滑に働かなかったことである。炭労は各労組の再統一が二五年四月になされたばかりで、執行部の指導体制が十分に整っていなかった。また、炭労本部はこの年の三月闘争の敗北感を払拭できず、このことが彼らの行動を萎縮させ、ひいては闘争の最前線を地方本部、支部へ一任させてしまった。第二

回中央委員会で統一闘争を回避したことが如実にそれを示している。また、組織的には炭労本部―地方本部―支部の指揮命令系統が存在していたが、初発での戦略の失敗から有効に機能しなかった。福炭労第七回教宣部長会議で各労組、職組からこのことに関して批判が相次いだことは既に指摘したとおりである。

第二点は、情報不足からくる戦略、戦術の失敗である。九月二五日、GHQ労働課長と会見するまで炭労はほとんど組織的に動いた気配はない。二六日以降、矢継ぎ早に指示を発するが、レッド・パージの通告日の情報すら正確に入手していなかった。そのために、中央委員会の開催日の変更を余儀なくされた。奇しくも当初の開催日であった一〇月一六日は、炭鉱各社が一斉に解雇通告を申し渡す日であった。福炭労の「赤追放特別対策委員会」が開催されたのが一〇月一日でレッド・パージ通告日の五日前であった。佐炭労にいたっては、二日前であった。実質上、この委員会は機能しなかった。

一方、日本石炭鉱業連盟は「各地方連盟と密接に連繋して基本的対策を決定し、各社の実施に遺憾なきを期した」。九州石炭鉱業連盟でも「事前準備、事後処理、法廷闘争の問題等について会員の便宜を図るとともに協力を行った」⁽⁴³⁾。日経連、鉱業連盟、炭鉱との三者相互の連携によって赤色追放に成功したのである。福炭労教宣部長会議で執行部は「レッド・パージについては、各社の基準や条件、会社の打ち出し方は連盟とも十分連絡をとり一斉、しかも最も強度に打出されて来た」⁽⁴⁴⁾と完敗を認め自己批判をしている。

三月闘争に続きレッド・パージ闘争でも敗北を来した炭労は、組織の再構築を企てる時間的余裕も無く、差し迫る人員整理と越年賃金闘争そして賃金ベースアップ闘争等々に対処していかねばならなかった。

(一) 竹前栄治『戦後労働改革』（東京大学出版会、一九八二年）三五七―三五八頁、三八〇―三八一頁。

- (2) 平田哲男「一九五〇年のレッド・ページの全般的特質——レッド・ページの史的究明(一)——」『都留文科大学研究紀要』第三三集(一九九〇年)二七—四七頁。
 - (3) 三宅明正『レッド・ページとは何か——日本占領の影——』(大月書店、一九九四年)。
 - (4) 福炭労第一回地方委員会の史料引用は、「日炭高松労働組合資料」(一九五〇年、A二八七)。以下、「日炭高松労働組合資料」は日炭高松と略記し、出典番号を記す。第二回は、日本炭礦職員組合機関紙「日炭職組(NITTAN STAFF UNION), NEWS29, 1950.8.29」(「日炭情報」一九五〇—五二年所収)、日炭高松三七〇。
- なお、日炭高松労組は、後年、この間の事情を次のように回顧している。「六、七、八、九月の貴重な期間に、総評も、炭労も、レッド・ページについての斗いは組織しなかった。我々の組合でも確とした斗争方針をたてずにこの期間は見送られた」(「日炭高松組合十年史」、一九五九年、四四九頁)より引用。
- (5) 前掲、平田哲男、三八頁。原史料は日経連事務局編『レッド・ページの経過並に関係資料』(一九五七年)である。
 - (6) 九月二六日、炭労本部の「緊急指示」以降、一〇月九日、一〇日開催の第二回中央委員会までの経緯は、日本炭鉱労働組合編纂『炭労十年史』(一九六四年)、三四〇—三四五頁を参照。
 - (7) 「申入書」の全文は、日本石炭鉱業連盟編輯『石炭労働年鑑 昭和二十六年版』、一九八一—一九九頁参照。
 - (8) 「レッド・ページ関係」一九五〇年、日炭高松B一二五。
 - (9) 「共産党員並にその同調者追放に関する福炭労赤追放特別対策委員会に関する件」(前掲、日炭高松B一二五)。
 - (10) 「基本方針」の全文は以下のとおりである(日本炭鉱労働組合機関紙「炭労」、第八五号、一九五〇年一〇月一、二日。労働省編『資料労働運動史』昭和二五年版、労務行政研究所、一九五二年、二一九—二二〇頁)。
- 1 共産党は合法政党であるのに、且つその党員であるという理由を以て誡首することには反対である。
 - 2 特に労働組合の活動分子や使用者側に対して強硬な態度をとる者を共産党員又は同調者と規定してこれに弾圧を加えるような便乗的な不当行為に対しては断乎として闘う。
 - 3 法と秩序と民主主義を尊重するので、暴力による破壊行動とこれを準備する行為は組合自ら排除すべきものである。故にそのような理由を以て処分するときは労働組合と協議し、明確な具体的な事実に基づき、法に準拠し、且つ労働協約の定める

ところに従って行わなければならない。故に法の解釈を独断的に歪曲し、或は労働組合の存在を無視して一方的に行われることに對しては断じて反対である。

4 以上の方針は自由と人權の保障された社会を確立しようとする立場に基くものであり、そのために組合活動の自由を守ることを中心目標として断乎闘う。それと共に自暴自棄的な闘争や徒らに危機感をふりまいて組合員を萎縮させるような言動を戒めなければならない。

(11) 日炭労組文教部「情報」No.88, 1950.10.19（前掲、日炭高松B一二五）。

(12) 貝島大之浦炭礦労働組合闘争委員会「組合員諸君に告ぐ!」〔宣伝ビラ〕一九五〇年一月七日〔炭礦関係資料No.6〕〔九州産業労働科学研究所〕所収、九産労四五二。

(13) 三菱九州炭礦労働組合機関紙「三九労」第一号、一九五〇年一月一日、同右、所収。

(14) 杵島礦業所礦員労働組合機関紙「杵島」号外、一九五〇年一月一日、同右、所収。

(15) 「特別情報」(年月日不詳)、同右、所収。

(16) 前掲、竹前栄治、三五八頁。なお、上記の「文書」は前掲、『資料労働運動史』二二三―二三五頁、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第二四集(一九五一年)、参照。同文書の内容に関しては、前掲、平田哲男、四一―四四頁、前掲、三宅明正、一九四―一九七頁参照。

(17) 前掲、日炭高松B一二五。

(18) 労働省編『労働行政史(戦後の労働行政史)』(労働法令協会、一九六九年)五三二頁。なお、一〇月九日付労働省労政局長通牒の経緯については、前掲、竹前栄治、三五七―三五八頁、三八〇―三八一頁参照。

(19) 前掲、「炭労」第八六号、一九五〇年一〇月二二日。

(20) 前掲、『資料労働運動史』二四三―二四四頁。

(21) 「協定書」の内容は、前掲、『石炭労働年鑑 昭和二十六年版』一九九―二〇〇頁、三井山野鉱業所礦員労働組合機関紙「炭層」再刊第五七号(一九五〇年一月一日)〔前掲、九産労四五二、所収〕参照。

(22) 三池炭鉱労働組合十年史編纂委員会編『みいけ十年』(一九五六年)二二五頁。

(23) 前掲、日炭高松B一二五。

(24) 日本炭鉱労働組合「レッド・ページ地区別調査表」一九五〇年一月二八日〔赤追放関係資料綴〕所収、日炭高松四五三。炭鉱におけるレッド・ページ解雇者数は正確には把握されていない。調査時期が異なっていることが大きな要因であるが、代表的な調査を掲げておく。(一)労働省二、〇二〇名〔民間産業赤色追放整理一覽表〕一九五〇年二月一〇付、前掲、『資料労働運動史』一〇七八頁。(二)日本石炭鉱業連盟一、九〇八名〔レッド・ページ通告・受諾・拒否状況〕一九五〇年二月二五日付、前掲、『石炭労働年鑑 昭和二十六年版』二〇〇―二〇五頁。(三)GHQ労働課二、一四八名〔極左の危険な要素 レッド・ページで解雇された者の動向〕一九五二年二月二日付、前掲、三宅明正『レッド・ページとは何か』二〇頁。原史料は「ブラッディ文書一五六」。

(25) 野上鉱業株式会社「昭和二十五年度関係者名簿」(A二二五〇)。同名簿には、一、〇三一名の解雇者が掲載されている。名簿には(イ)所屬、(ロ)序列、(ハ)職別、(ニ)坑内外、(ホ)職名、(ヘ)氏名、(ト)生年月日、(チ)組合に於ける地位、(リ)区分、(ス)解雇日附、(ル)備考の項目が記載されている。解雇日は圧倒的に一〇月一六日以降が多いが、それ以前の日も散見される。

「鉱業所名簿」には、(イ)番号、(ロ)炭鉱名、(ハ)鉱業権者、(ニ)事務所所在地、(ホ)電話番号、(ヘ)月産(屯)、(ト)従業員数、(チ)解雇人員の項目が記載されている。

なお、同名簿の作成者は現在のところ不詳である。

(26) 「声明書」一九五〇年一月一七日、日本炭礦労働組合佐賀地方本部執行委員長藤井萬四郎(前掲、九産労四五二、所収)。

(27) 炭労本部からの指示を受けて、福炭労は一〇月二〇日、各支部へ「緊急指示」を発した(前掲、日炭高松B一二五、所収)。

(28) 「緊急指示に関する調査書」の様式は次のとおりである(前掲、「赤追放関係資料綴」、日炭高松四五三、所収)。

組合名	組合員数
会社発表人名	名中執行委員該当者数
	名

共産党員(執行委員は○印を附す事)

同調者 (執行委員は◎印を附す事)

一、組合と協議する事なく個人通告を行った事実を具体的に明示せよ

二、組合に示すと同時に個人通告を行った事実を具体的に明示せよ

三、緊急指示第三項に言う便乗的解雇について個人的反証

(イ) 党籍

(ロ) 政党に所属して政党活動を行った時期 (現在入党していない者を含む)

(ハ) 組合活動の経歴

(ニ) 政党に於いて有する現在地位

(ホ) 組合に於いて有する地位

(ハ) 特に共産党員でない者は共産党機関の接触状態 (例へばグループ会議に出席の有無)

(29) 「明治高田労組被解雇者仮処分申請書全文」(前掲、日炭高松四五三、所収)。

(30) 九州石炭鉱業連盟編『炭鉱経営資料』第一巻第五号(一九五〇年二月)、二二頁。

(31) 同右、第二巻第六号(一九五一年六月)、九一一頁。

- (32) 事例引用にあたっては、「日炭高松労働組合資料」二三（一九五〇～五一年、日炭高松二八九）、前掲、『日炭高松組合十年史』を参照。なお、前掲、三宅明正「レッド・パージとは何か」においても、この事例が掲載されている（九二一九六頁）。
- (33) 前掲、『炭鉱経営資料』第一巻第五号、二二―二七頁。なお、組合側は二二日、小倉支部へ出向き、裁判の開始を要請したが「その筋より禁止あり、口頭弁論は開かんであるう」との返答であった。同上の『炭鉱経営資料』では「今度のレッド・パージに際して訴訟問題にまでなったのは僅少であるが、訴訟を起した所でも被解雇者側からの仮の地位の仮処分申請の有無にか、はらず、会社側のした立入禁止仮処分申請は大抵即日又は翌日決定が下されているのは注目されるべきことである」。「高松の如きは被解雇者達の方が一日先に申請しているが、何れも未だ審理されていない」と報告されている。
- (34) 「大会資料（一九五〇年一月）」（前掲、日炭高松二三、所収）。なお、前掲、『日炭高松組合十年史』には一七名の解雇理由事項が摘記されている（四六二―四六三頁）。
- (35) 前掲、『炭労十年史』三五―三五二頁。
- (36) 「昭和廿五年十一月十一日 福炭労第一回臨時大会資料」（前掲、九産労四五三、所収）。
- (37) 「共産党員並に同調者の追放反対斗争の批判」（前掲、『炭礦関係資料 No.6』九産労四五二、所収）。
- (38) 「第七回教宣部長会議摘録」（同右、所収）。
- (39) 日本炭鉱労働組合教育宣伝部「賃金斗争指示第二号 レッド・パージ後の教宣活動指針」（前掲、『炭礦関係資料 No.1』一九五〇年一月二〇日～二月末、九産労四五三、所収）。
- (40) 前掲、『みいけ十年』二二三頁。
- (41) 『週刊労働』第一七八号（一九五〇年九月一日）、財団法人日本労政協会。七月一日付マッカーサー書簡については、その解釈をめぐって意見が対立していたが、一九五二年四月二日最高裁判所大法廷判決は、同書簡は超憲法的法規であるとの立場をとった（前掲、平田哲男、三三―三四頁）。
- (42) 増田弘「公職追放論」（岩波書店、一九八八年）、三〇六頁。
- 『西日本新聞』（一九五〇年一〇月一日付）の社説は時代的背景として「それは極端な国家主義者や軍国主義者に代って共産主義者が排斥される時代になった」と述べている。

- (43) 前掲、『石炭労働年鑑 昭和二十六年版』、一四九頁、一五一頁。
- (44) 前掲、九産勞四五三、所収。